

## 不当労働行為（労働組合をめぐる使用者の不当な行為）の申立チェックシート

労働組合法第7条は、労働組合に関する使用者の一定の行為を「不当労働行為」として禁止し、これに該当するときは、労働委員会に救済を求めることができるとしています。（※1）

使用者が労働組合又はあなた個人に対して行った行為について、以下の□に✓チェックしてみましょう。（※2）

<input type="checkbox"/> 労働組合の組合員であること を理由に		<input type="checkbox"/> 解雇された。 <input type="checkbox"/> 不利益に取り扱われた。	第7条第1号で禁止された 「不利益取扱い」  <b>→第1号該当</b>
<input type="checkbox"/> 労働組合に加入したり、結成 しようとしたことを理由に			
<input type="checkbox"/> 労働組合の正当な行為をした ことを理由に			
<input type="checkbox"/> 労働組合に加入しないことを		<input type="checkbox"/> 雇用の条件にされた。	第7条第1号で禁止された 「雇用条件」  <b>→第1号該当</b>
<input type="checkbox"/> 労働組合から脱退することを		<input type="checkbox"/> 正当な理由なく拒否され た。 <input type="checkbox"/> 交渉には応じたが、誠実 に対応していない。	第7条第2号で禁止された 団体交渉の拒否・不誠実団交   <b>→第2号該当</b>
<input type="checkbox"/> 団体交渉を申入れたことに対 して		<input type="checkbox"/> 組合員に脱退を働きかけ た。 <input type="checkbox"/> 組合の活動を非難する發 言をした。 <input type="checkbox"/> 会社の施設利用上の制限 を受けた。 <input type="checkbox"/> 別組合員や組合員でない 人と異なる不利な扱いを受 けた。 <input type="checkbox"/> 組合に対して、その他の 介入的行為があった。	第7条第3号で禁止された 「支配・介入」  <b>→第3号該当</b>
<input type="checkbox"/> 労働組合を結成する（した） ことに対して			
<input type="checkbox"/> 労働組合を運営することに対 して			
<input type="checkbox"/> 労働組合の運営に要する費用の援助を受けた		<input type="checkbox"/>	第7条第3号で禁止された 「経理上の援助」  <b>→第3号該当</b>
<input type="checkbox"/> 労働委員会に不当労働行為救 済申立てをしたことを理由に			
<input type="checkbox"/> 不当労働行為の命令について 再審査申立てをしたことを理由 に		<input type="checkbox"/> 解雇された。 <input type="checkbox"/> 不利益に取り扱われた。	第7条第4号で禁止された 報復的な「解雇」その他の 「不利益取扱い」  <b>→第4号該当</b>
<input type="checkbox"/> 労働委員会の不当労働行為救 済の申立て又は再審査申立てに 係る調査・審問若しくは争議の 調整の際に、証拠を提出したり 発言したことを理由に			

※1 救済申立ての対象となるのは、原則として使用者の過去1年以内の行為です。なお、継続する行為についてはその終了した日の翌日から起算します。

※2 第1号から第4号の複数の類型に当たる場合や、いずれに当たるか不明な場合等は、お気軽に相談担当の窓口にお問い合わせください。